



第4期

日野市食育推進計画



令和4年3月 日野市

第4期日野市食育推進計画の策定にあたり



平成20年に「日野市食育推進計画」を策定し、平成21年に「日野市みんなですすめる食育条例」を制定してから13年が経過しました。この間、日野市では、未来を担う子どもたちへの食育や学校給食における日野産農産物の活用による地産地消など、『日野市ならではの』の食育を推進してきました。

平成29年に策定した「第3期日野市食育推進計画」では、子どもたちへの食育の充実に加え、市民が健全な食生活を送り生涯を健康に過ごせるよう、日野市ヘルスケア・ウェルネス戦略の方針も踏まえつつ、「ベジ活350両手山盛りいっぱいを習慣に」をキャッチフレーズに野菜の摂取の推進や情報発信などの取り組みを進めてきました。

しかしながら、野菜の摂取については依然として目標を達成できていないのが現状です。加えて、コロナ禍での生活習慣病やフレイルのリスクの増加など、健康寿命の延伸を阻む要因は増しており、健全な食生活から健康づくりを進める必要性は高まっています。さらに、災害等に備えた食料備蓄や食品ロスの削減など、新たな社会的課題に対応した食育を推進していく必要があります。

「第4期日野市食育推進計画」は、「第3期日野市食育推進計画」を継承しつつ、SDGs（持続可能な開発目標）の達成も念頭に入れ、健康寿命の延伸を意識した食育を推進するため、今後5年間の食育推進の基本的な方向性をもって策定しました。

「食からの健康づくりを推進します」、「食を通じて、豊かな心を育てます」、「食の循環を通し、食に向き合う意識を育てます」の3つを基本目標に掲げ、目的である『生涯にわたって健全な食生活を実践できるひのっ子・日野人を育む』の実現を目指してまいります。

むすびに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました食育推進会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて貴重なご意見・ご提案をいただきました市民ならびに関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年（2022年）3月

日野市長 大坪 冬彦

目 次

第1章	計画の概要	1
	1. 計画策定の背景・趣旨	3
	2. 計画の位置づけ	4
	3. 計画の期間	5
	4. 計画の推進体制と市民との協働	6
	5. 計画の進行管理と評価	6
	6. 計画の策定体制	8
	7. SDGsについて	9
第2章	食を取り巻く現状と課題	11
	1. 食にまつわる健康への影響	12
	2. 暮らしの変化による食への影響	18
	3. 食の循環を意識した食生活への対応	22
第3章	施策の体系と具体的な取組み	27
	1. 施策の体系	29
	2. 具体的な取組内容	30
	基本目標1 食からの健康づくりを推進します	30
	(1) ライフステージに応じた健全な食生活を実践します	30
	(2) 食の安全・安心に対する理解を深めます	32
	基本目標2 食を通じて、豊かな心を育てます	34
	(1) 多様な暮らしにおける食への理解を深めます	34
	(2) 次世代へ食文化を継承します	35
	基本目標3 食の循環を通し、食に向き合う意識を育てます	38
	(1) 地産地消を推進します	38
	(2) 農業体験を推進します	39
	(3) 食品ロス削減を推進します	40
資料編		
	資料1. 用語解説	45
	資料2. ライフステージに応じた食育の推進	46
	資料3. 第4期日野市食育推進計画 策定経過	47
	資料4. 日野市食育推進会議委員名簿	47
	資料5. 第4期日野市食育推進計画 専門職部会名簿	48
	資料6. 日野市みんなですすめる食育条例	49



第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・趣旨

現在、日本は超高齢社会を迎え、健康寿命を延伸し、誰もが健康で長く活躍できる社会の実現が期待されています。しかしその一方で、社会情勢や世帯構造の変化、ライフスタイルの多様化などにより、孤食や欠食の増加、食の簡便化による食習慣の乱れなど、食を取り巻く様々な課題が生じています。また、伝統食・行事食などの食文化、食事マナーに対する意識の「希薄化」、「食品ロス」などの課題も生じています。

新型コロナウイルス感染症の流行は、世界規模に拡大し、その影響は人々の生命のみならず、人々の価値観や、意識、行動にまで波及しました。食生活にも大きな変化が見られ、生活習慣病の増加や高齢者のフレイルの進行が懸念されています。

この現状を受けて、国では、令和3年3月に策定した「第4次食育推進基本計画」の基本的な方針（重点事項）のひとつに、国民の健康の視点を盛り込んだ「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」を掲げ、健康寿命の延伸につながる食育を推進しています。

また、東京都においても、令和3年3月に策定した「東京都食育推進基本計画」の取組の方向性に「健康長寿を実現するライフスタイルに応じた食育の推進」を掲げ、食育を推進しています。

日野市（以下、「本市」という。）では、平成20年3月に「日野市食育推進計画」を策定するとともに、平成21年3月には「日野市みんなですすめる食育条例」を制定し、本市の特色を生かした「日野市ならでは」の食育を推進してきました。平成27年度には「第3期日野市食育推進計画」を策定し、「生涯にわたって健全な食生活を実践できるひのっ子・日野人を育む」を目指す姿に定め、「食を通じた豊かな心の育成」をはじめとした目標を掲げて食育を推進してきました。しかしながら健康寿命の延伸を目指すためには、妊娠期から高齢期に至るまで、すべてのライフステージにおいて、健全な食生活を実践することにより心身の健康を維持していくことが重要です。

そこで、「第4期日野市食育推進計画」は、食育基本法（平成17年法律第63号）及び第5次日野市基本構想・基本計画、日野市ヘルスケア・ウェルネス戦略の趣旨を踏まえ策定した「第3期日野市食育推進計画」を継承しながら、健康寿命の延伸の視点も取り入れた計画として策定しました。



2. 計画の位置づけ

国の施策

食育基本法（平成17年7月）

現在の「食」をめぐる諸問題に対する抜本的な対策として、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進すること」を目的として、「食育基本法」が制定されました。

第4次食育推進基本計画（令和3年3月）

令和3年度から令和7年度までの5か年計画であり、基本的な方針である「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」と「持続可能な食を支える食育の推進」の2つの重点事項に加え、横断的な重点事項として「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」を掲げ、これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進しています。

東京都の施策

東京都食育推進計画（令和3年3月）

令和3年度から令和7年度までの5か年計画であり、持続可能な社会の実現に応える食育の推進をテーマに、「健康長寿を実現するライフスタイルに応じた食育」、「『生産』から『流通』『消費』まで体験を通じた食育」、「SDGsの達成に貢献する食育」を総合的に推進しています。

日野市の関連計画

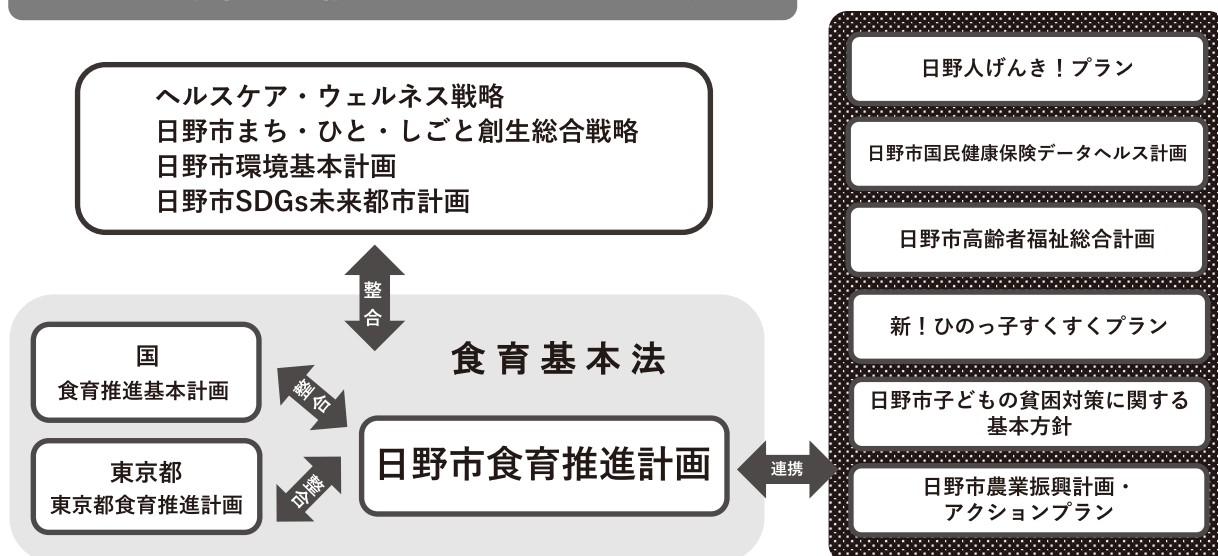
本計画は、食育基本法第18条の「市町村食育推進計画」の規定に基づき、国の「第4次食育推進基本計画」、都の「東京都食育推進計画」の趣旨を踏まえて策定するものです。

本計画の実施にあたっては、本市の上位計画である「第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）～ともに創ろう心つながる夢のまち日野～」のまちづくりの柱3に掲げる、「健やかでともに支えあうまち」の方針を踏まえ、市民一人ひとりが食の大切さを理解して、主体的に食育に取り組むための指針とします。

また、日野市ヘルスケア・ウェルネス戦略の方針を踏まえ、食のバランスや食生活からの健康づくりの情報発信などに取り組んでいきます。

さらに、本市で策定している「日野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「日野市SDGs未来都市計画」、「第4期日野人げんき！プラン」、「第4期日野市高齢者福祉総合計画」、「第3次日野市農業振興計画・後期アクションプラン」、「新！ひのっ子すくすくプラン」などの各種計画と整合性をもたせることにより、関係する事業と協働し推進するものとします。

第5次日野市基本構想・基本計画(2020プラン)

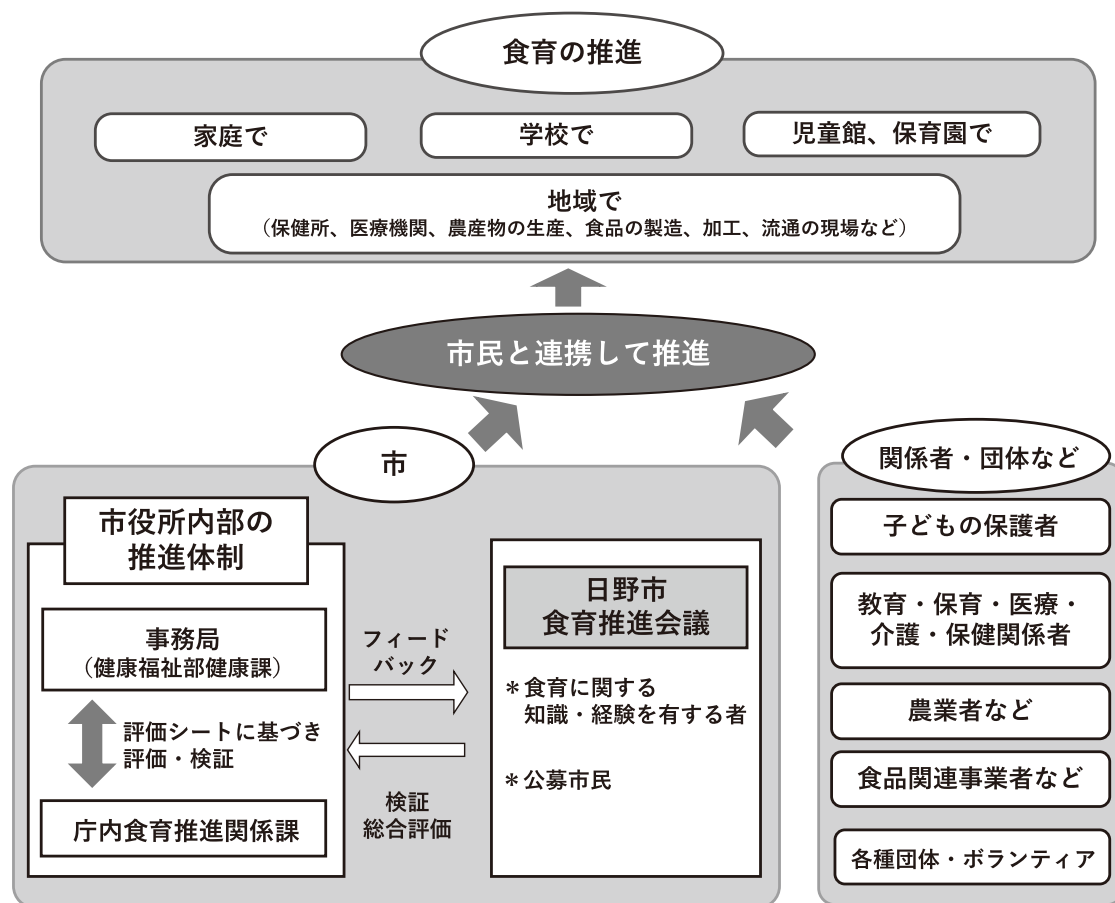


3. 計画の期間

「第4期日野市食育推進計画」の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

4. 計画の推進体制と市民との協働

本計画では、「市民」「市」「関係者、各種団体」が、それぞれの連携の強化を図りながら一体となって食育を推進していきます。



5. 計画の進行管理と評価

本計画を確実に推進し目標を達成するために、「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）」の4段階を繰り返すPDCAサイクルに基づき、進行管理を行います。

本計画の進捗状況については、公募市民や有識者による「日野市食育推進会議」において、年度ごとに、各基本目標中に記載している取組指標の達成状況について評価を行います。

さらに、基本目標ごとに設定した次ページの評価指標について、令和7年度中に食育に関する市民アンケートを実施し、令和8年度中に最終評価を行います。

評価指標

基本目標	評価指標		現状値	目標値
	「食育」という言葉の内容を知っている人の割合		56.9%	90%
基本目標 1 食からの健康づくりを推進します	朝食を欠食する人の割合	園児	1%	0%に近づける
		児童	3.6%	
		生徒	4.9%	
		園児の保護者	9%	半減する
		市民	12.9%	
	1日あたりの野菜摂取量が350g以上の人の割合		17.1% (※1)	40%
	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2食以上食べている人の割合		88.0% (※2)	90%
	食料の備蓄をしている人の割合		58.2% (※3)	70%
基本目標 2 食を通じて、豊かな心を育てます	できるだけ家族や仲間とそろって食事をするようにしている人の割合		59.3%	75%
	平日に一人で食事（夕食）をしている子どもの割合	児童	4.2%	0%に近づける
		生徒	8.7%	
	毎日の食事が楽しい子どもの割合	児童	75.0%	90%
		生徒	72.1%	80%
	家で食事の手伝いをしている子どもの割合	児童	88.5%	100%
		生徒	88.7%	100%
基本目標 3 食の循環を通し、食に向き合う意識を育てます	学校給食での日野産野菜利用率		28.3%	25%以上
	日野産農産物を購入したことがある人の割合		69.4%	75%
	農業体験を行ったことがある人の割合		56.7%	65%
	食材の廃棄や食べ残しを少なくするようにしている人の割合		90.8%	100%

数値指標は、日野市食育推進に関するアンケート調査、食育に関するアンケート（小中学校）、食育に関する調査（市立保育園）、学校給食における日野産野菜利用率で把握。

※1 現状値は「両手山盛り以上」食べている市民

※2 現状値は「バランスの取れた食生活を実践している」市民

※3 現状値は「食料の備蓄に関心がある」市民

6. 計画の策定体制

1. 日野市食育推進会議

各関係組織代表者及び公募の市民で構成された日野市食育推進会議において、計画内容を協議し、策定しました。

2. 第4期日野市食育推進計画策定専門職部会

庁内（小中学校、公立保育園、保育課、健康課）の栄養士からなる専門職部会において、妊娠期から高齢期に至るまですべてのライフステージにおいて食育が推進できるよう、日野市の食育のあるべき姿について再確認をし、計画に反映しました。（資料2）

3. 食育推進アンケート調査

市民の声を十分に反映し、より良い計画を策定するため、日野市食育推進に関するアンケート調査などを実施しました。実施状況は以下のとおりです。

◆ 食育推進アンケート調査

名称	調査対象	実施方法	実施時期
日野市食育推進に関するアンケート調査	20歳以上の市民 2,000人 回収率53.6%	郵送調査 (ハガキによる督促1回)	令和2年 11月～12月
食育に関するアンケート	小学校5年生 1,514人 回収率100% 中学校2年生 1,312人 回収率100%	各学校に調査票を手渡し 配布、回収	令和2年 10月
日野市内保育施設における食育に関する調査	市内の保育園・幼稚園 55園 回収率100%	電子申請システムで回答	令和3年 1月～2月

7. SDGs について

食育を進めるうえでは、食に関わる社会的課題に対応していくことも重要です。近年では食品安全や食品ロスなどの問題への関心が高まっています。こうしたなか、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に食育活動が貢献できるとされました。持続可能な社会の実現に向け、食育を着実に推進していくことが必要です。

1. SDGsとは

「SDGs（エスディージーズ）=Sustainable Development Goals」とは、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成27年（2015年）に国連サミットで採択されました。令和12年（2030年）を達成年度とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

2. SDGs未来都市計画を策定

日野市は、令和元年（2019年）7月に東京都内では初の「SDGs未来都市」に選定され、「SDGs未来都市計画」が策定されました。

令和12年（2030年）にあるべき姿を「市民・企業・行政の対話を通した生活・環境課題産業化で実現する生活価値（QOL）共創都市 日野」と定め、今後日野市の政策立案にあたりSDGsの視点を組み入れつつ、郊外都市における社会・経済・環境の統合的な変革モデルとなることを目指します。

3. SDGsと本計画との関係性

「第4期日野市食育推進計画」においては、17のゴールのうち、栄養や健康の課題を対象とする「2.飢餓をゼロに」「3.すべての人に健康と福祉を」を中心に食育事業を推進していきます。また、その他のゴールについても念頭に置き、食育の取り組みを進めていきます。



資料：国連ガイドラインより
日野市は持続可能な開発目標（SDGs）を推進しています。

目標2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

第2章 食を取り巻く現状と課題



第2章 食を取り巻く現状と課題

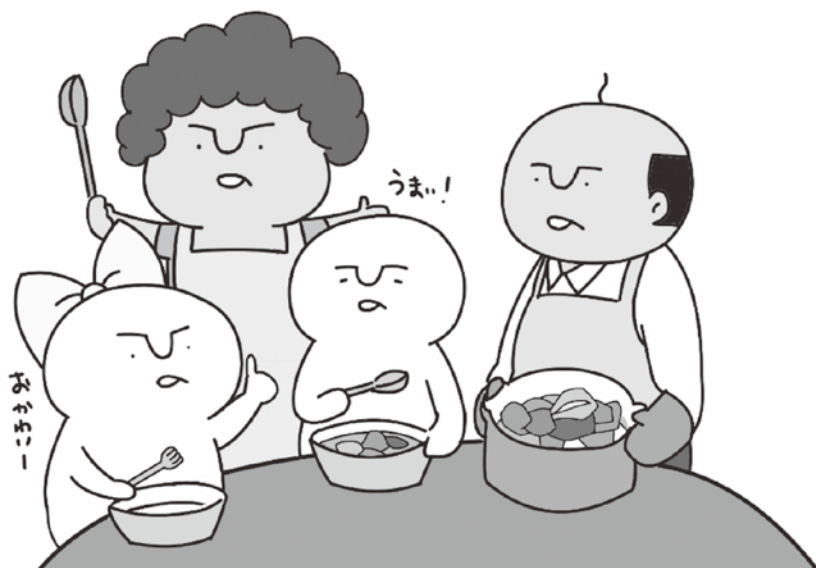
1. 食にまつわる健康への影響

1) 朝食の喫食状況

社会における高齢化の進行の中で、健康寿命の延伸が国民的課題です。しかしながら、依然として、若い女性にはやせの者が多いこと、中高年では肥満者が多いこと、高齢者では男女とも低栄養傾向の者の割合が高いことが問題となっています。

朝食の欠食は、食育が開始された当初から国を挙げての課題であり、本市でも朝食欠食の低減を目指し、保育園や学校などを中心に、様々な取組を進めてきました。しかしながら、食育に関するアンケート（以下、食育アンケート）によると、小中学生の大部分は朝食を必ず食べていますが、2%程度が「食べないことが多い」「まったくまたはほとんど食べない」と回答しており、これまでの取組みでは朝食の欠食は改善されていないことがわかりました。（図1）

さらに、食育推進に関するアンケート調査（以下、食育調査）によると、8割近くの市民が朝食を「ほとんど毎日食べている」と回答している一方、「ほとんど食べない」市民が1割弱おり、依然として朝食の欠食の割合は減っていないことから、引き続き、普及啓発を進める必要があります。（図2）



1. 食にまつわる健康への影響

図1 朝食の喫食状況（児童・生徒）

「平日（学校のある日）は、朝食を食べていますか。」

出典：食育に関するアンケート

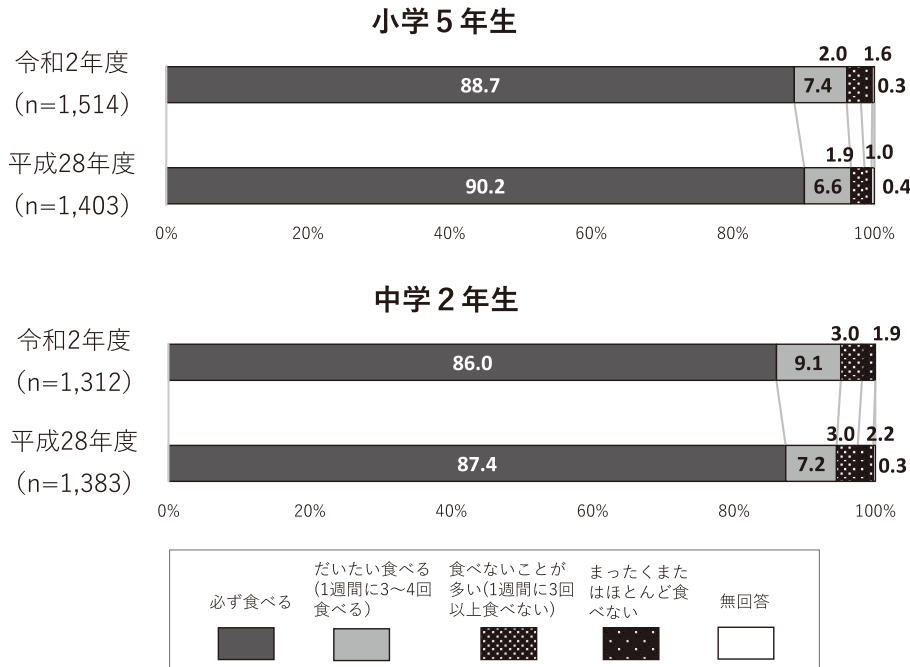
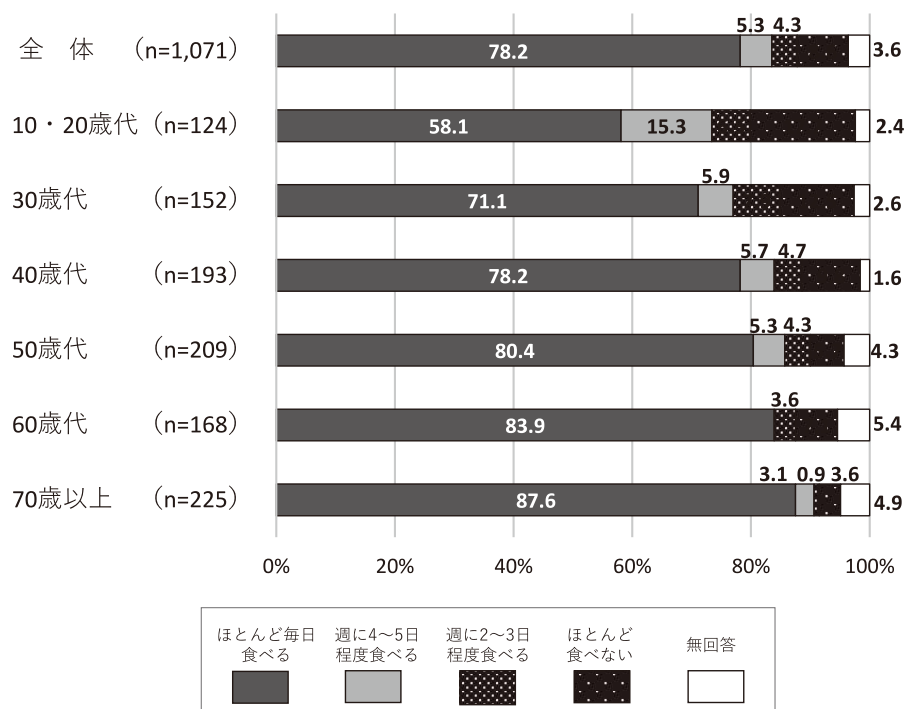


図2 朝食の喫食状況（市民）

「あなたは朝食を食べていますか。」

出典：日野市食育推進に関するアンケート調査



2) 野菜の摂取状況

本市では、生活習慣病予防として、第3期日野市食育推進計画の重点施策である「野菜の摂取を増やす知識の普及」を進めるため、「ベジ活350 両手山盛りいっぱいを習慣に」をキャッチフレーズに、広報へのレシピ掲載やパネル展示などの情報発信に取り組んできました。

東京都が実施した令和2年度「都民の健康や地域とのつながりに関する意識・活動状況調査」結果によると、負担感のない程度の健康の維持・増進のための取組として「野菜を食べるようにしている」と回答した65歳以上の男性市民の割合が、同世代の平均を上回り、東京都内で2位となっています。また、推奨される1日あたりの野菜摂取量を知っている20～64歳の女性市民の割合は5割を超え、東京都内で3位となっています。

しかしながら、食育調査によると、第3期日野市食育推進計画の目標である「両手山盛りいっぱい（およそ350g）」を食べている市民は2割弱であり、毎食野菜を食べている市民は微増はしたものの、半数にも満たないことから、引き続き、普及啓発を進める必要があります。（図3・図4）

図3 野菜の摂取量

「1日にどれくらいの量の野菜を食べていますか。」

出典：日野市食育推進に関するアンケート調査

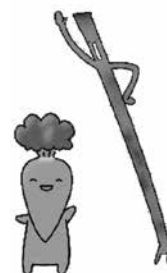
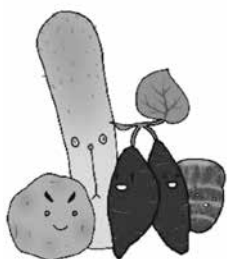
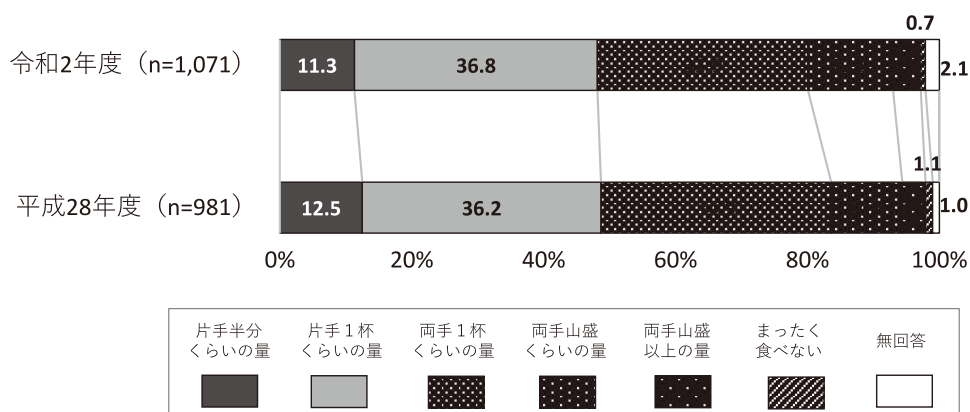
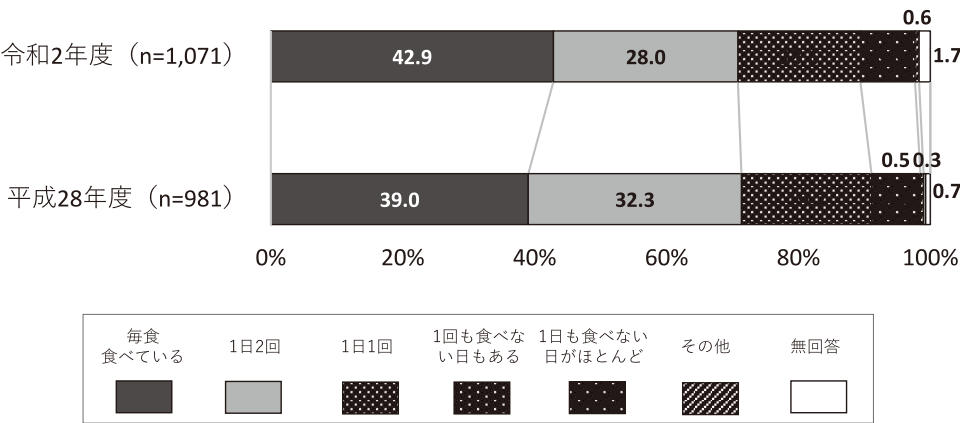


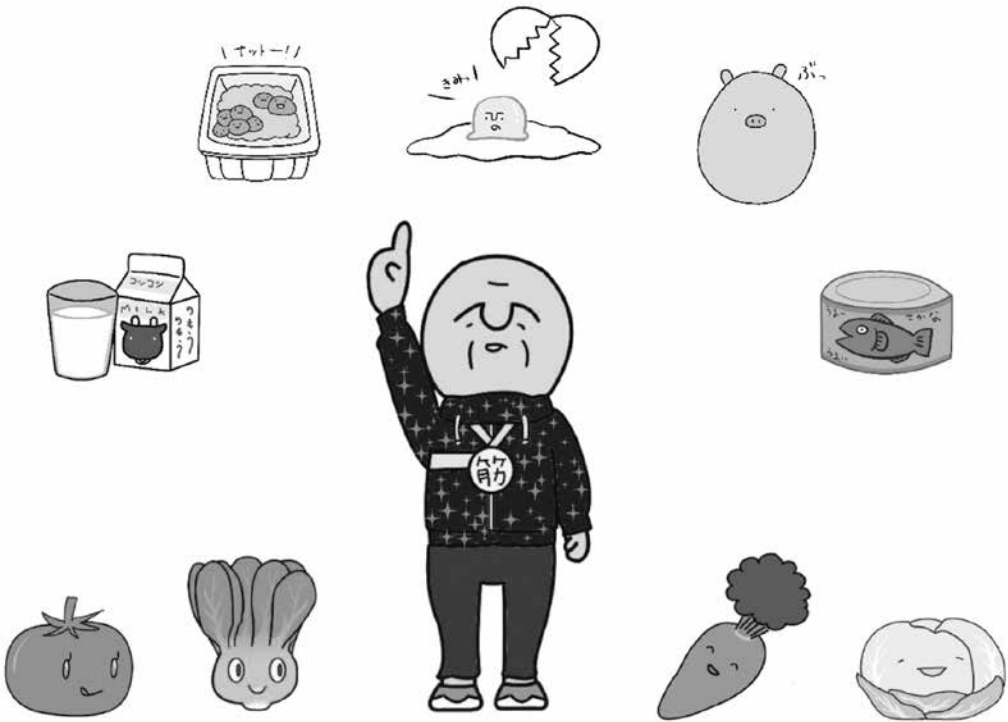
図4 野菜の摂取頻度

「1日にどれくらいの頻度で野菜を食べていますか。」

出典：日野市食育推進に関するアンケート調査



高齢期は、食生活のポイントを生活習慣病予防から低栄養をはじめとするフレイル予防に切り替えていく時期です。主菜（肉・魚・卵・大豆製品）を十分に摂り、栄養バランスのとれた食生活を実践する必要があります。



3) 食育に関する情報の入手について

食育調査によると、市民が食育について欲しいとしている情報は「年代に応じた食生活」「食の安全、食品表示」「栄養のバランスやカロリーなど」「健康に配慮した料理の技術や知識」「災害時の食料備蓄」の順に高くなっています。（図5）

日野人健康づくりに関する調査書によると、市民の多くはテレビ・ラジオといったメディアから健康に関する情報を得ており、情報の求め方によっては食生活に関しても偏った情報を入手することが危惧されます。（図6）

市民が食生活を健全で豊かなものにするには、食の安全・安心について正しい情報を得られる必要があります。

図5 食育についてほしい情報

「あなたは、食育についてどのような情報がほしいですか。」

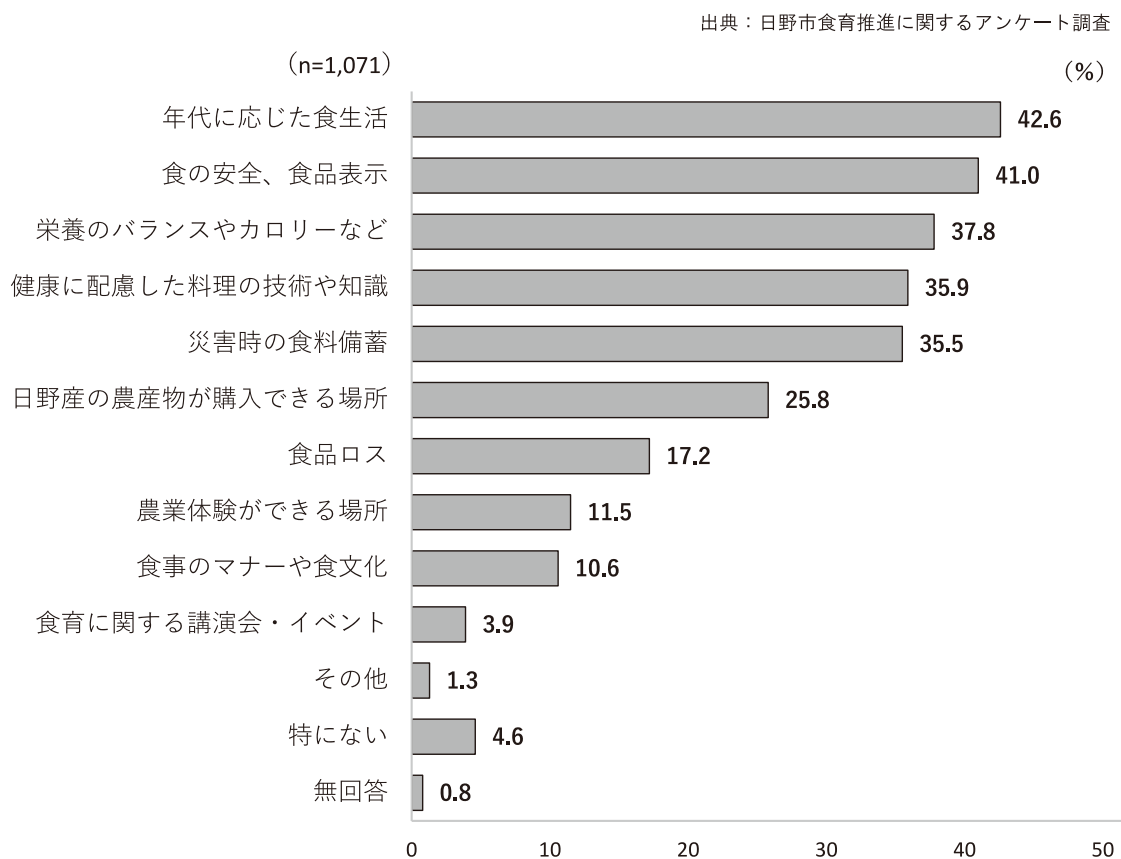
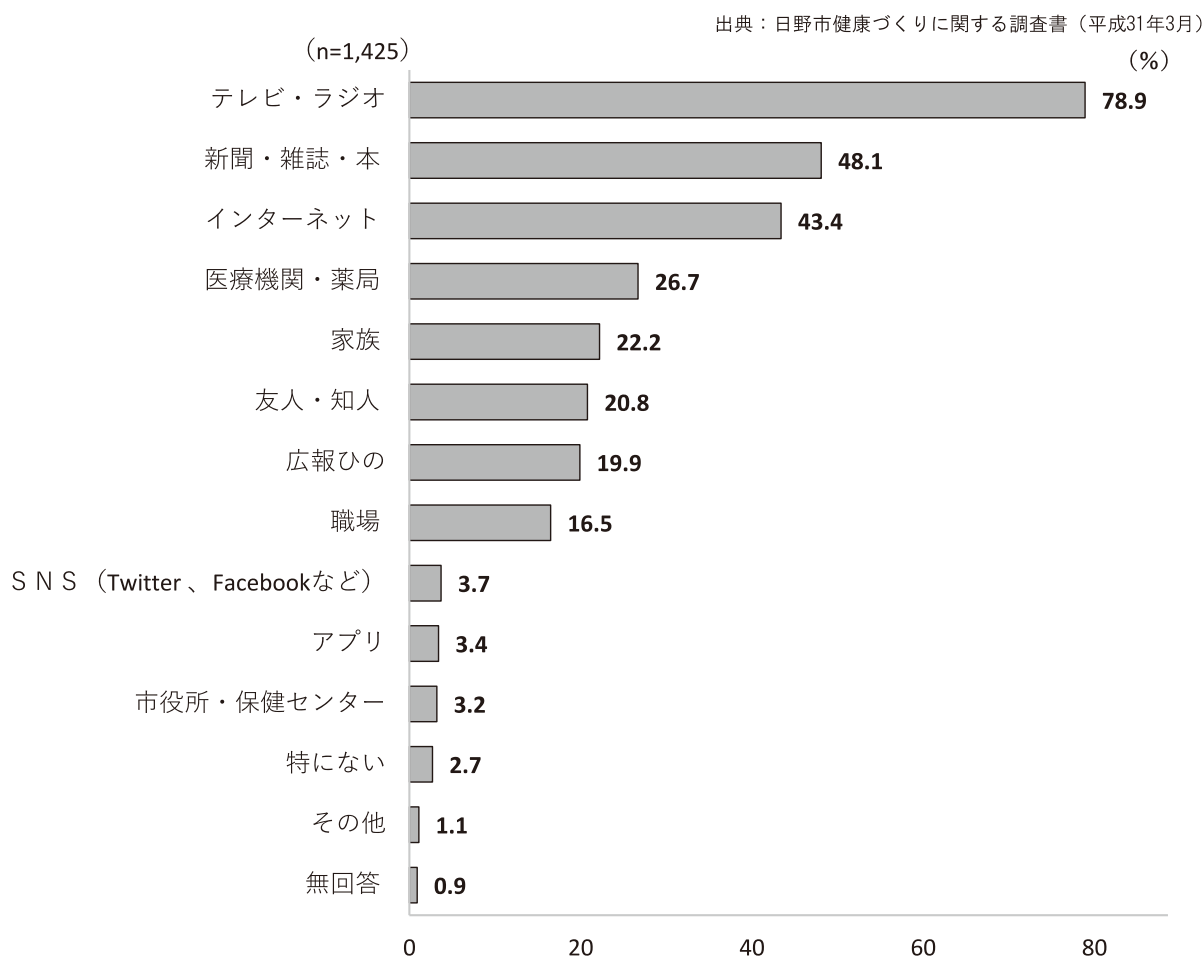


図6 健康に関する情報の認知経路

「あなたは現在、健康に関する情報は何かから得ていますか。」



国の「第4次食育推進基本計画」では、大規模災害において国の物資支援による食料品の提供や、地方公共団体、民間企業等における食料品の備蓄に加え、家庭での取り組みも重要であるとしており、地方公共団体に対して、被災者が災害発生時も健全な食生活の実践ができるよう、家庭における食料品の備蓄について必要な知識を普及啓発することを求めています。災害時においても健全な食生活が実践できるよう、食育の視点で、災害時に備えた食料備蓄についての普及啓発を進める必要があります。



2. 暮らしの変化による食への影響

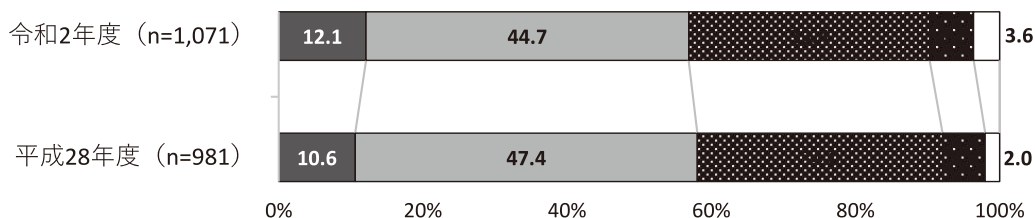
1) 食育の認知度

第3期日野市食育推進計画では、食育や家族団らんの大切さの普及啓発、地域での共食の機会づくりなどに取り組んできました。しかしながら、食育調査によると、「食育」という言葉を内容まで知っている市民が6割に満たなかったことから、食育の普及啓発や様々な人と共食をすることといった「食」の重要性を再確認し、食を通じて豊かな心が育まれるよう、自ら食育を実践できる環境づくりを推進していく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症収束後に向けては、高齢者の「孤食」の問題にも取り組んでいく必要があります。（図7）

図7 食育の認知度

「あなたは「食育」という言葉を知っていますか。」

出典：日野市食育推進に関するアンケート調査



※「食育」とは、心身の健康の基本となる、食生活に関するさまざまな教育を行うことです。栄養のバランス、調理法、食べ物の安全性に関する知識などを身に付けることや、豊かな食生活を楽しむ力をはぐくむことなどを目指します。

食育アンケートによると、一人で食事をする子どもや食事が楽しくないと感じている子どもが少なからず見受けられます。（図8・図9）

また、食育調査では、6割程度の市民ができるだけ家族や仲間とそろって食事をするように「意識している」「やや意識している」と回答していますが、新型コロナウイルス感染症の流行により、知人や友人と一緒に食事をする機会は減っています。（図10・図11）

図8 食事の状況

「平日（学校のある日）は、誰と食事をしていますか。」

出典：食育に関するアンケート

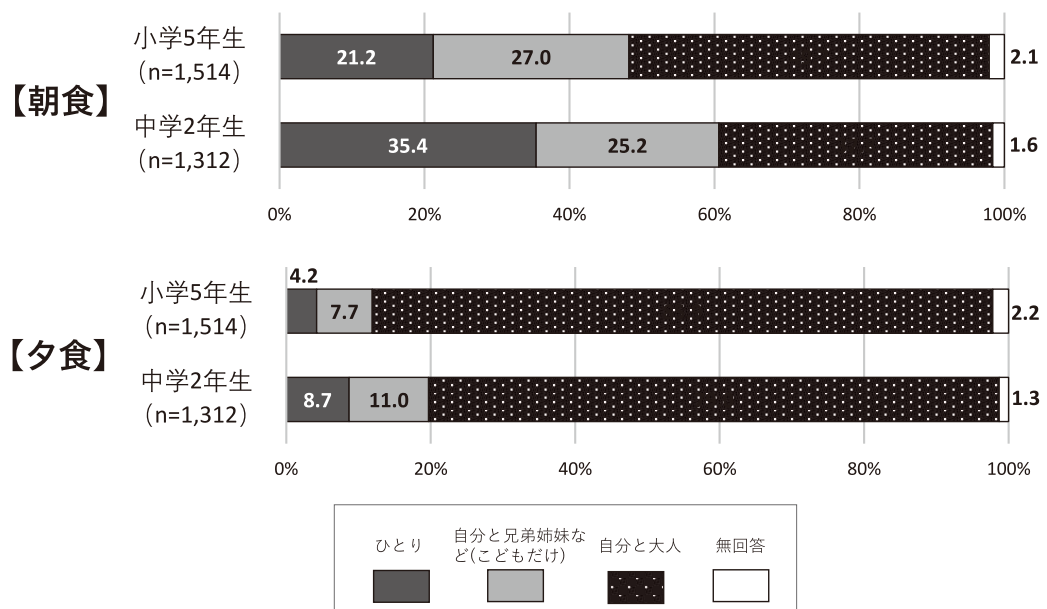
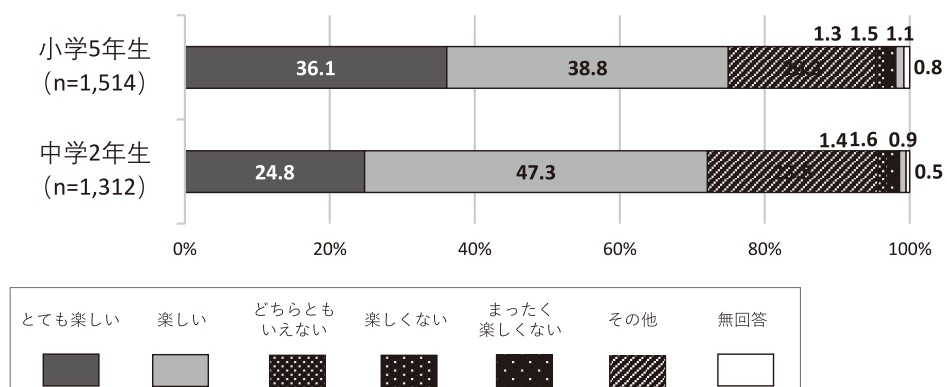


図9 毎日の食事の楽しさ

「毎日の食事は楽しいですか。」

出典：食育に関するアンケート



第2章 食を取り巻く現状と課題

図10 共食の状況

「できるだけ家族や仲間とそろって食事をするように意識している。」

出典：日野市食育推進に関するアンケート調査

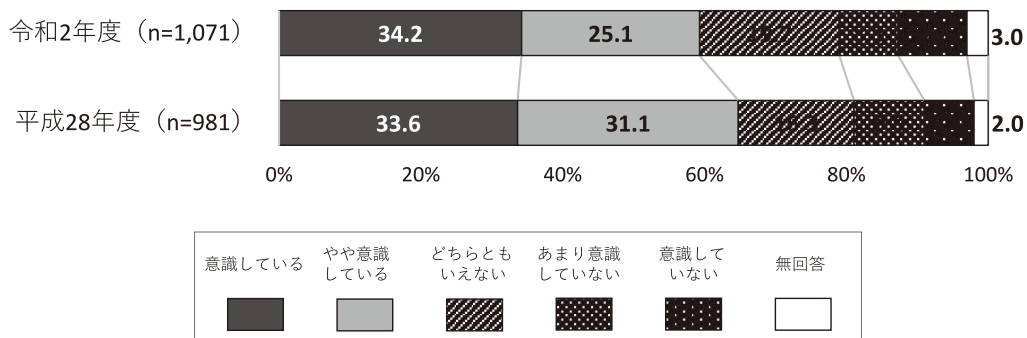
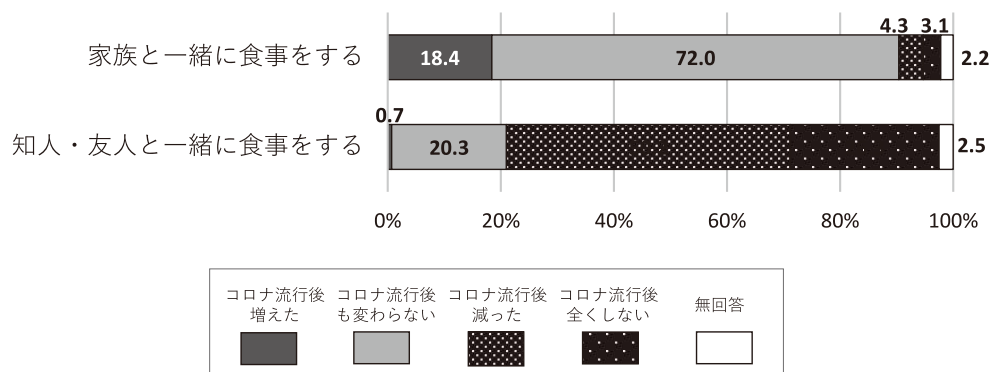


図11 新型コロナウイルス感染症流行前後の食生活の変化

「新型コロナウイルス感染症の流行前と比較して、次のことは増えましたか。減りましたか。」

出典：日野市食育推進に関するアンケート調査

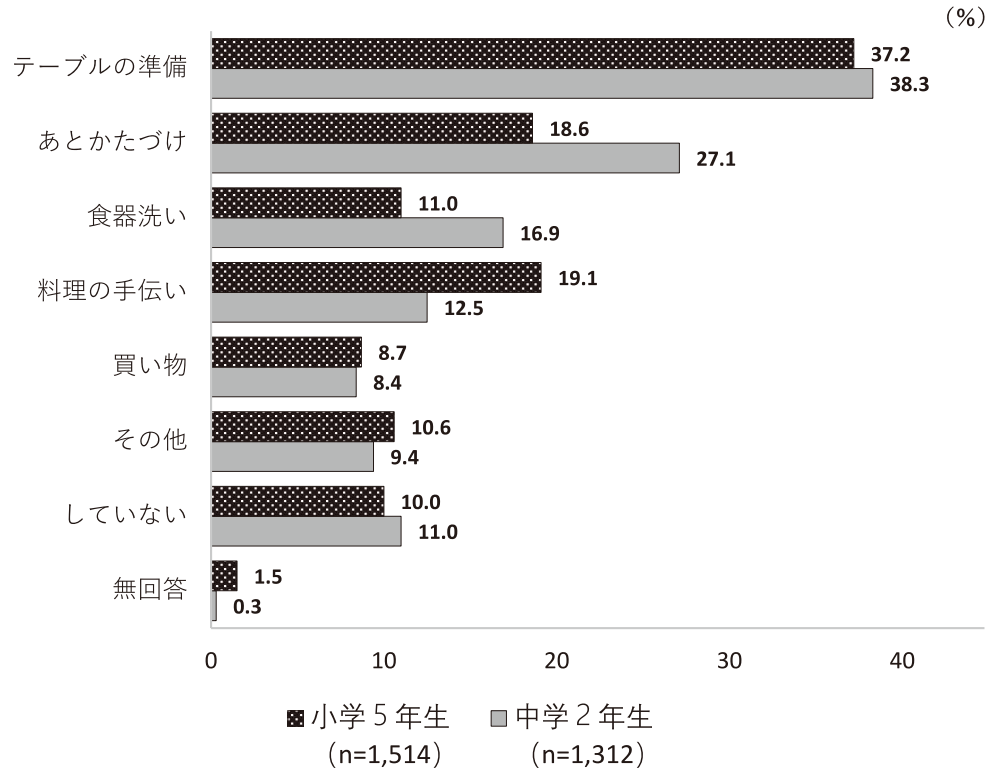


近年、世代間や地域のつながりが希薄化し、マナー、地域行事や伝統食などの食文化が次世代に十分に継承されず、その特色が失われつつあります。現代は食の簡素化・外部化により、買い物や調理、片付けなどの「食」のプロセスが省略され、家庭で食に関わる機会や子どもに家庭の味を継承する機会が減っています。家庭の味を継承する方法として食事の手伝いをすることは有用ですが、食育アンケートによると、「テーブルの準備」などを手伝っている子どもが半数程度いる一方、「手伝いをしていない」子どもも1割程度います。（図12）

図12 家でしている食事の手伝い

「あなたは家で食事の手伝いをしますか。」

出典：食育に関するアンケート



第3期日野市食育推進計画では 保育園や学校、児童館などで調理体験などの食に関わる体験機会の充実を図ってきましたが、家庭や地域においても日頃から食に関わるのが重要です。保護者や地域の人々が食文化の継承の重要性を理解し、食文化を次世代へ伝えていく必要があります。

3. 食の循環を意識した食生活への対応

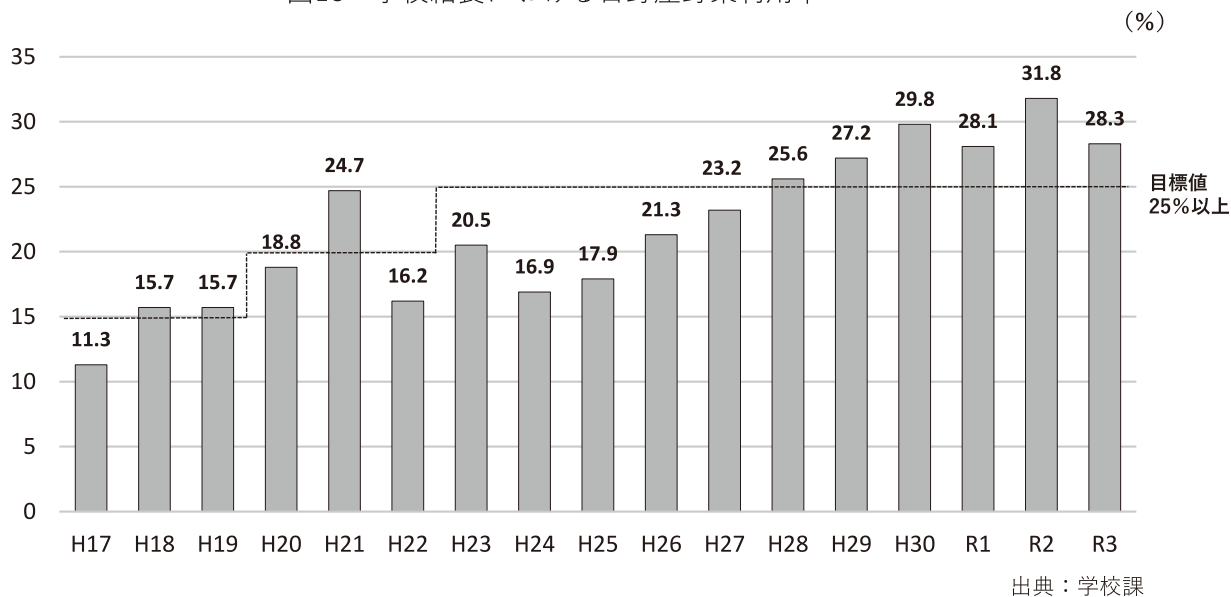
1) 地産地消への意識

食生活は自然の恩恵の上になりたっていることから、生産から消費までの食の循環を通し、食に向き合う意識を育てることが大切です。地産地消や農業体験を通して、農業を理解し、食に対する感謝の気持ちを育て、市民一人ひとりが食べ物を無駄にしない、という意識を持つ必要があります。

地産地消は食や農に親近感を持てる、食に対する安心感が持てるだけでなく、環境への負荷を減らすメリットがあります。都市農業が盛んな本市では、生産者の顔が見える身近な地域で取れた新鮮な野菜や果物などを食卓に並べることができます。

本市では、昭和58年から学校給食に日野産農産物を取り入れていますが、農業者、農協、学校関係者などの努力により、平成28年度以降、「日野市みんなですすめる食育条例」の目標である利用率25%を毎年達成しています。（図13）

図13 学校給食における日野産野菜利用率



※日野産農産物利用率の算出方法について

- ① 第1期・第2期日野市食育推進計画においては、日野産野菜利用率の計算に、野菜全般のほか、りんごなどの果物、卵、米を含んでいましたが、第3期日野市食育推進計画（平成29年度）からは、『日野市みんなですすめる食育条例』にあるとおり、日野産野菜を「日野市内で生産される野菜（りんごなどの果物、卵を含む）」とし、米を含めず算出した値を利用率としています。
- ② 6月（端境期）と11月（収穫期）の平均を金額ベースで算出しています。

$$\text{日野産農産物利用率} = \frac{\text{日野産農産物}}{\text{青果店から購入したもの} + \text{日野産農産物}}$$

3. 食の循環を意識した食生活への対応

平成30年度には、日野第一小学校が「第13回全国学校給食甲子園」の決勝大会に出場し、日野産の野菜や卵を使ったメニューが「優秀賞」を受賞しました。地場産農産物を活用した日野市の学校給食は、全国的にも高く評価されており、引き続き、日野産農産物を使った給食を「生きた教材」として活用していく必要があります。

一方で、食育調査によると、日野産農産物を購入したことがない市民も見受けられ、販売場所が分かりにくい、店頭に並ぶ農産物が少ないなど市民が日野産の農産物を購入しにくい現状がわかりました。（図14・図15）

図14 日野産農産物（野菜・果物）の購入経験

「日野産の農産物（野菜・果物）を購入したことがありますか。」

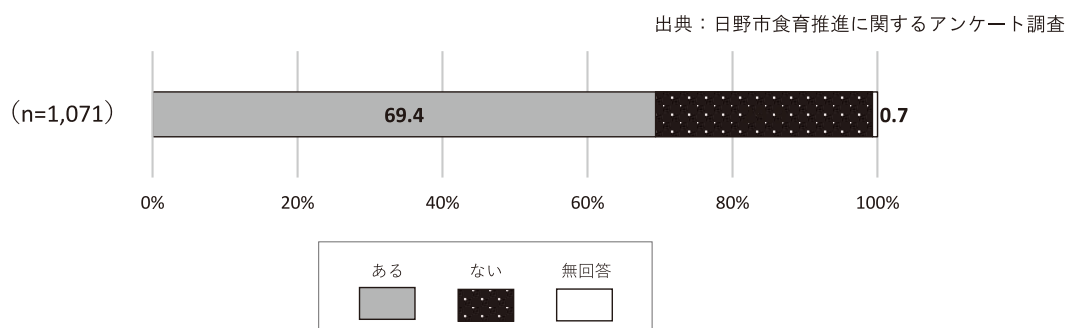
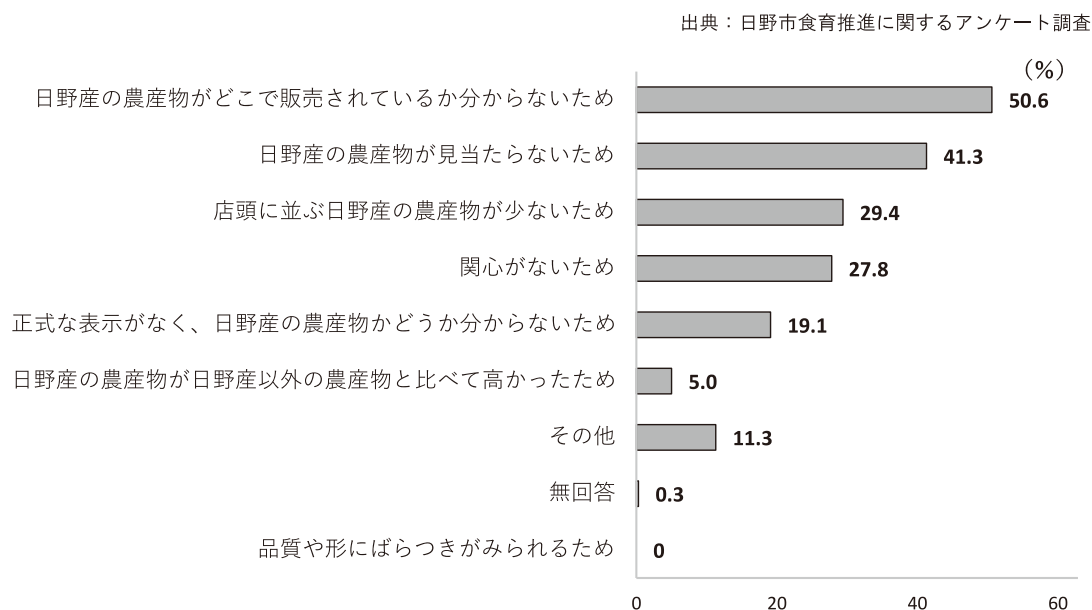


図15 日野産農産物を購入したことがない理由

「日野産の農産物（野菜・果物）を購入したことがない理由は何ですか。」



第2章 食を取り巻く現状と課題

2) 農業体験の取組状況

農業体験は、食への感謝の気持ちを育てるだけでなく、成人や高齢者の健康にもよい影響があることが報告されています。

第3期日野市食育推進計画では、保育園、学校、児童館などでの野菜の栽培や農業体験などを通して、「食」が自然の恵みと多くの人々の活動によって支えられていることを伝え、「食」に対する感謝の気持ちを育ててきました。日野市内保育施設における食育に関する調査によると、新型コロナウイルス感染症の流行により食育活動に制限が生じるなか、栽培体験については、多くの幼稚園・保育園で感染症対策を講じながら取組が継続できている状況が見られました。（図16）

一方で、食育調査によると、農業体験をしたことがないという市民が多く見受けられました。（図17）

図16 食育活動の取組状況

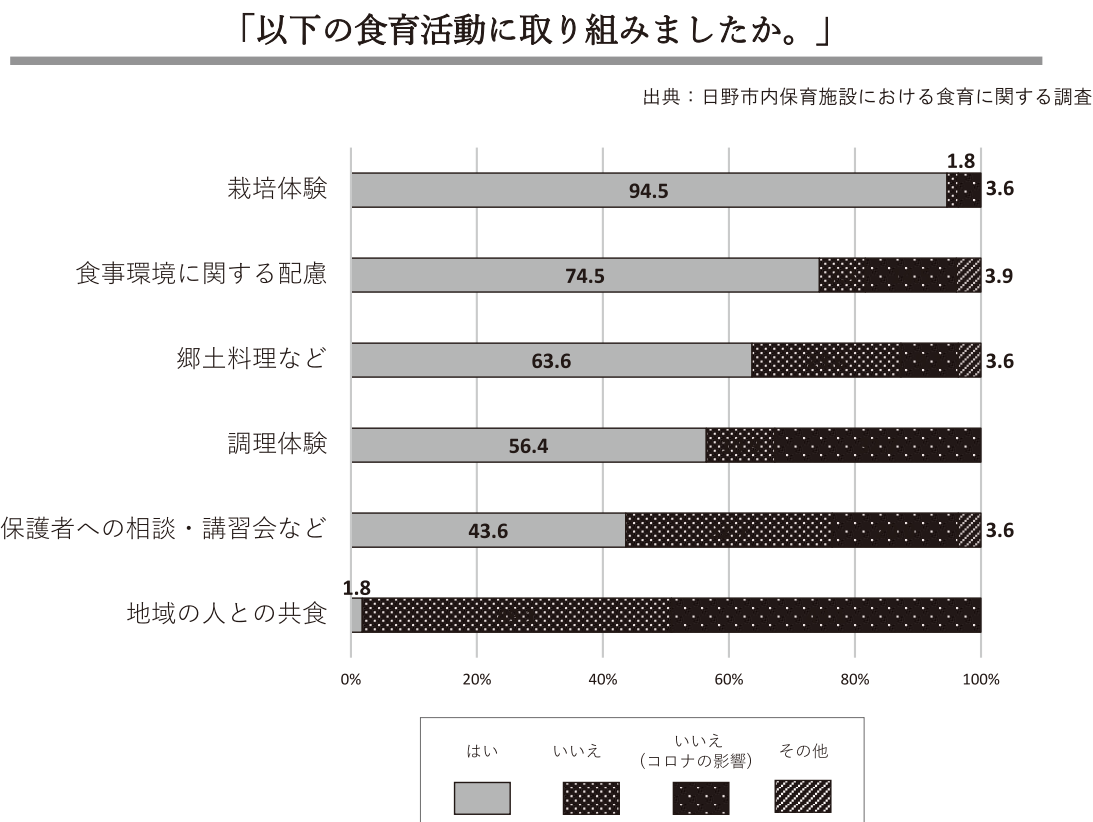
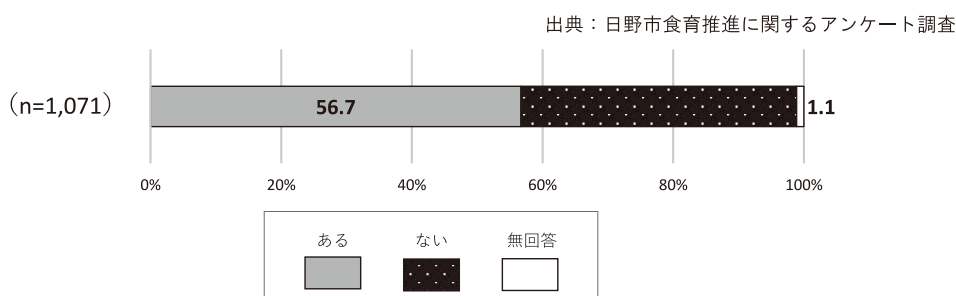


図17 農業体験の経験

「あなたは、農業体験を行ったことがありますか。」



※農業体験とは、田植えや稲刈り、野菜の植付け・収穫、果樹の栽培（摘果や剪定）や収穫、乳搾りや家畜の餌やりなどの酪農体験、花やハーブの栽培等々、農家の方の生業（なりわい）を体験するものです。
※家庭菜園（プランターを含む）等の身近な栽培のほか、フルーツ狩り等も含まれます。

第3次日野市農業振興計画・後期アクションプランにおいても、出張販売による日野産農産物の販売など、誰もが手軽に日野産の農産物を入手できるような環境づくりや、希望する市民が農業や栽培の体験ができるような環境づくりを進めています。

このように各計画で地産地消や農業体験の重要性を伝えていますが、日野産農産物（野菜・果物）を購入したことのない市民が約3割、農業体験を行ったことのない市民が約4割いることから、地産地消や農業体験の機会づくりを進める必要があります。

3) 環境への意識

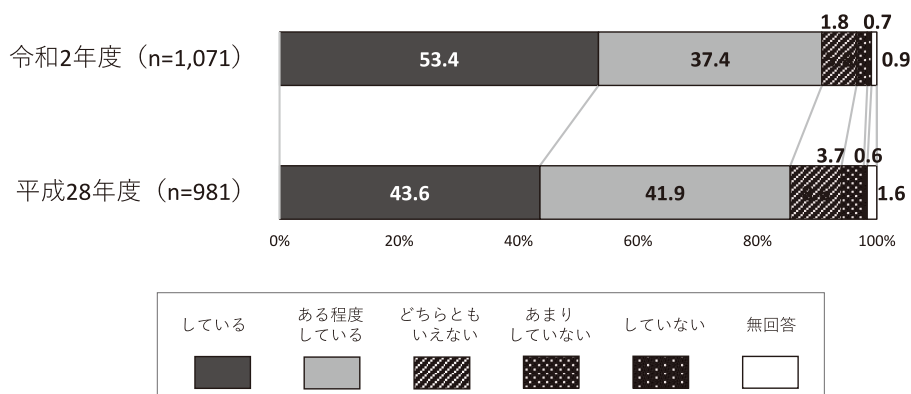
日本では大量の食品ロスが発生しています。食品ロスを削減するためには、市民一人ひとりが主体的に食品ロス削減に取り組む必要があります。このことから、令和元年には食品ロス削減推進法が策定されました。

食育調査によると、食品ロス削減に対する市民の意識は高い現状にありますが、必要な分だけ購入する、食材を使い切るなど、市民一人ひとりが実際に行動に移す必要があります。（図18）

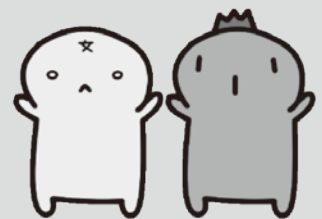
図18 環境に配慮して実施していること

「あなたは環境に配慮して、食材の廃棄や食べ残しを少なくするように、実践したり、心がけたりしていますか。」

出典：日野市食育推進に関するアンケート調査



第3章 施策の体系と具体的な取組み



第3章 施策の体系と具体的な取組み

1. 施策の体系

本市では、「日野市みんなですすめる食育条例」の基本理念を踏まえて、市民一人ひとりが生涯にわたっていきいきと暮らせるよう「食育」を生涯にわたるテーマとし、「生涯にわたって健全な食生活を実践できるひのっ子・日野人を育む」を目指す姿と定めます。

また、3つの目標として、「食からの健康づくりを推進します」「食を通じて、豊かな心を育てます」「食の循環を通し、食に向き合う意識を育てます」を掲げ、ライフステージに応じて、家庭や地域、学校、事業者などのあらゆるところで「食育」の実践を進めます。

なかでも、国が「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」を掲げ、健康寿命の延伸につながる食育を推進していることから、「食からの健康づくりを推進します」を重点目標に位置づけ、健康寿命の延伸に向けた取組を推進していきます。

基本理念

生涯にわたって健全な食生活を実践できる
ひのっ子・日野人を育む

重点

基本目標 1

食からの健康づくりを推進します

- (1) ライフステージに応じた健全な食生活を実践します
- (2) 食の安全・安心に対する理解を深めます



基本目標 2

食を通じて、豊かな心を育てます

- (1) 多様な暮らしにおける食への理解を深めます
- (2) 次世代へ食文化を継承します

基本目標 3

食の循環を通し、食に向き合う意識を育てます

- (1) 地産地消を推進します
- (2) 農業体験を推進します
- (3) 食品ロス削減を推進します

2. 具体的な取組内容

基本目標 1

食からの健康づくりを推進します

重点



健康寿命の延伸を実現するには、子どもの頃から健全な食習慣を身に付けるとともに、生活習慣病の予防の徹底を図り、加齢に伴う機能低下を遅らせるために良好な栄養状態の維持を図ることが重要です。妊娠期から高齢期までの全てのライフステージにおいて、栄養バランスの取れた食生活や朝食摂取など、健全な食生活を実践できるよう必要な知識の普及を図ります。

また、第3期日野市食育推進計画に引き続き、「ベジ活350 両手山盛りいっぱい」を習慣に「～1日350g以上の野菜を食べよう～」をキャッチフレーズに、野菜摂取の周知啓発を行います。

さらに、危機管理の観点から、食の安全や近年関心が高まっている災害時に備えた食料備蓄について、適切な情報の周知を進めます。

施策の方向性

(1) ライフステージに応じた健全な食生活を実践します

【取組内容】

① 健康に配慮した食事の提供

幼児期・学童期・思春期

- 健康に配慮した給食の提供とともに、健康に関心がもてるように働きかけます。

青年期・壮年期

- 産後の母親に健康な食生活につながる食事（昼食）を提供します。

② 健全な食生活の支援

妊娠期・乳児期・幼児期

- 健全な食生活が身に付けられるよう栄養講座や個別支援を行います。

壮年期・高齢期（前期）

- 食を含めた生活習慣の改善ができるよう、保健指導を実施します。

高齢期

- フレイルを予防するために、健康教育や個別指導を実施します。

③ 健全な食生活の普及啓発

妊娠期・乳児期・幼児期・学童期・思春期・青年期・壮年期・高齢期

- 健全な食生活を形成するための普及啓発を行います。

青年期・壮年期

- ホームページやパネル展示などで、生活習慣病予防についての普及啓発を行います。

高齢期

- ホームページやパネル展示などで、フレイル予防や低栄養予防についての普及啓発を行います。

【取組指標】

(1) ③ 健全な食生活の普及啓発

- ◆ 乳幼児・児童・生徒やその保護者に対し、朝食摂取の大切さを周知する。

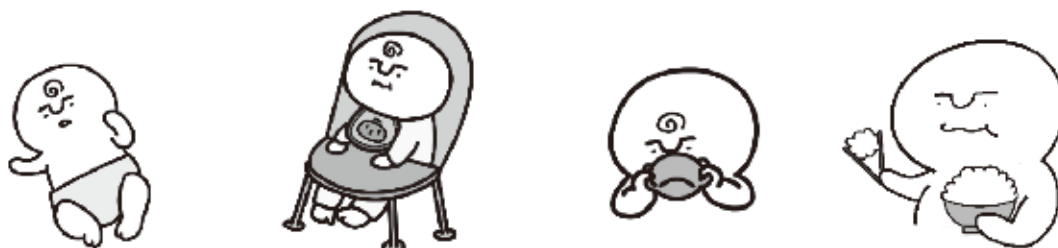
取組指標	現状値(R3)	目標値(R8)	担当課
朝食摂取の普及啓発回数	2回/年	2回以上/年	保育課
	—	3回/年	学校課

- ◆ 生活習慣病予防のため、健全な食生活を形成するための普及啓発を行う。

取組指標	現状値(R3)	目標値(R8)	担当課
食生活改善のパネル展示回数	4回/年	6回/年	健康課

- ◆ フレイル予防のため、低栄養についての普及啓発を行う。

取組指標	現状値(R3)	目標値(R8)	担当課
高齢者の「通いの場」での栄養講話実施回数	—	18回/年	健康課



(2) 食の安全・安心に対する理解を深めます

【取組内容】

① 食の安全の情報提供

青年期・壮年期・高齢期

- ・ 国や東京都からの情報を適宜更新します。

② 生産者や事業者に対する食の安全の情報提供

青年期・壮年期・高齢期

- ・ 国や東京都からの情報を適宜更新します。

③ 災害時に備えた食料備蓄の周知啓発

青年期・壮年期・高齢期

- ・ 災害時に備えた食料備蓄について周知啓発をします。

【取組指標】

(2) ③ 災害時に備えた食料備蓄の周知啓発

取組指標	現状値(R3)	目標値(R8)	担当課
ホームページなどによる食料備蓄に関する周知啓発回数	1回/年	1回以上/年	健康課



基本目標 1. 食からの健康づくりを推進します

関連事業

項目	取組	内容	担当課
(1) ① 健康に配慮した食 事の提供	保育園・学校給食	健康に配慮した給食の提供	保育課
			学校課
	産後家庭向け配食サービス	産後の母親への食事（昼食） の提供	子ども家庭支援 センター
(1) ② 健全な食生活の支 援	マタニティ栄養教室 離乳食講座	妊婦とそのパートナー、乳児 の保護者への健康教育	健康課
	乳幼児健診・栄養相談・歯科相談	個別相談の実施	健康課
	特定保健指導	食を含めた生活習慣の改善の 指導	保険年金課
	介護予防教室	高齢者へのフレイル予防の健 康教育	高齢福祉課
			健康課
高齢者の保健事業と介護予防の 一体的実施	後期高齢者への低栄養予防の 個別指導	健康課	
(1) ③ 健全な食生活の普 及啓発	おたより・ホームページなど	朝食の摂取等、健全な食生活 に関する普及啓発	健康課
			保育課
			学校課
	給食試食会など	朝食の摂取等、健全な食生活 に関する普及啓発	保育課
			学校課
	食生活改善事業	生活習慣病予防についての普 及啓発	健康課
			健康課
		フレイル予防や低栄養予防に ついての普及啓発	健康課 高齢福祉課
	キャッチフレーズ 「ベジ活３５０」の活用	野菜摂取についての普及啓発	健康課
			保育課
学校課			
(2) ① 食の安全の情報提 供	広報・ホームページなど	食の安全についての情報発信	地域協働課
健康課			
都市農業振興課			
都市農業振興課			
		(2) ② 生産者や事業者に 対する食の安全の 情報提供	
(2) ③ 災害時に備えた食 料備蓄の周知啓発		災害時に備えた食料備蓄につ いての周知啓発	防災安全課 健康課

基本目標 2

食を通じて、豊かな心を育てます



家族や友人、地域など様々な人と食を通じてコミュニケーションを図り、豊かな心を育てることが大切です。「家庭における食育」の大切さの普及啓発を行うほか、共食の機会づくりを進めます。

さらに、先人から受け継がれてきたマナーや郷土食・行事食など日本の食文化を守り、次世代へ伝えられるよう、食文化の普及啓発を図ります。

また、保育園や学校などで食事作りに関する知識や技術を身に付けるだけでなく、家庭でも日頃から、お手伝いなどを通して食に関われるよう、家庭への働きかけを進めます。

施策の方向性

(1) 多様な暮らしにおける食への理解を深めます

【取組内容】

① 子どもに対する食育の推進

乳児期・幼児期・学童期・思春期

- ・ 年間計画に基づき、園児、児童、生徒の発達段階に合わせた食育を推進します。

② 食育の普及啓発

乳児期・幼児期・学童期・思春期・青年期・壮年期

- ・ 食育の基本である「家庭における食育」の大切さを普及啓発します。

乳児期・幼児期・学童期・思春期・青年期・壮年期・高齢期

- ・ 食育月間において、食育に関する図書を展示し、普及啓発します。

③ 共食の機会創出

学童期・思春期

- ・ 高齢者や生産者等、地域の人々との共食を実施します。

高齢期

- ・ 高齢者に食を通じたコミュニケーションの場を提供します。

④ 関係団体との連携

乳児期・幼児期

- ・ 私立保育園と食育に関する情報交換を図ります。

青年期・壮年期・高齢期

- ・ ひの21世紀みらい塾に登録している料理講師を紹介・派遣します。

青年期・壮年期・高齢期

- ・ 商工会等、市内関係団体と連携して食育に関する情報発信をします。

【取組指標】

(1) ② 食育の普及啓発

- ◆ 乳幼児・児童・生徒やその保護者に対し、食育の基本である「家庭における食育」の大切さを周知する。

取組指標	現状値(R3)	目標値(R8)	担当課
家庭における食育の 周知啓発回数	1回/年	1回以上/年	保育課
	—	1回/年	学校課



(2) 次世代へ食文化を継承します

【取組内容】

① 食文化の継承

幼児期・学童期・思春期

- ・ 食文化継承のための普及啓発を行います。
- ・ 食文化に興味をもてるよう、郷土食や行事食を給食に取り入れます。
- ・ 給食やテーブルマナー教室などで、発達段階に応じたマナー指導を行います。

学童期・思春期

- ・ 食文化の継承ができる地域力を取り入れた行事を行います。

青年期・壮年期・高齢期

- ・ 東光寺大根の生産者を支援します。

第3章 施策の体系と具体的な取組み

② 食事を作る力の育成

幼児期

- ・ 3色栄養（三色食品群）を学び、調理活動を経験する中で、食への関心を深めます。

学童期・思春期

- ・ 作る喜びや調理への興味を引き出せるよう調理体験を実施します。

学童期・思春期・青年期・壮年期・高齢期

- ・ 多世代が参加できる食に関するイベントなどを関係団体と連携し、開催します。

【取組指標】

（2）① 食文化の継承

◆ 幼児に対し、給食で郷土食や行事食の提供を行う。

取組指標	現状値(R3)	目標値(R8)	担当課
郷土食や行事食の提供回数	12回/年	12回以上/年	保育課

◆ 生徒に対し、テーブルマナー教室でマナー指導を行う。

取組指標	現状値(R3)	目標値(R8)	担当課
テーブルマナー教室実施回数	1回/年 (中学校)	1回以上/年 (中学校)	学校課

（2）② 食事を作る力の育成

◆ 児童・生徒に対し、調理体験を実施する。

取組指標	現状値(R3)	目標値(R8)	担当課
調理体験の実施回数	10回/年 (10館)	65回/年 (10館)	子育て課 (児童館)

基本目標 2. 食を通じて豊かな心を育てます

関連事業

項目	取組	内容	担当課
(1) ① 子どもに対する食育の推進	年間計画に基づいた食育活動	発達段階に合わせた食育の推進	保育課
			学校課
			子育て課 (児童館)
(1) ② 食育の普及啓発	おたより・ホームページなど	「家庭における食育」の普及啓発	保育課
			学校課
(1) ② 食育の普及啓発	給食試食会など	「家庭における食育」の普及啓発	保育課
	子育てひろば		学校課
	食育図書の展示	食育の普及啓発	子ども家庭支援センター 図書館
(1) ③ 共食の機会創出	交流給食	地域の人々との共食	学校課
	ふれあいサロン	高齢者へのコミュニケーションの場の提供	高齢福祉課
(1) ④ 関係団体との連携	公民交流事業委員会・公民栄養士会の開催	私立保育園との情報交換	保育課
	講師派遣	料理講師の紹介・派遣	生涯学習課
	商工会との連携	食育に関する情報発信	産業振興課
(2) ① 食文化の継承	保育園・学校給食	郷土食や行事食の提供	保育課
			学校課
	おたより・ホームページなど	食文化の普及啓発	保育課
			学校課
	食事マナーの指導	マナー指導の実施	保育課
			学校課
(2) ② 食事を作る力の育成	地域行事	食文化の継承ができる行事の実施	子育て課 (児童館)
	伝統野菜の継承	東光寺大根の生産者支援	都市農業振興課
	調理保育	調理保育の実施	保育課
(2) ② 食事を作る力の育成	調理体験	調理体験活動の実施	子育て課 (児童館)
	食のイベント	食に関するイベントなどの開催	中央公民館

基本目標 3

食の循環を通し、食に向き合う意識を育てます



食料生産から消費に至るまで、「食の循環」について理解することが重要です。

日野産農産物を学校給食で活用するだけでなく、市民が誰でも手軽に日野産農産物を入手し、味わうことができるような環境づくりを推進します。また、農業を理解し、食に対する感謝の気持ちを育てられるよう、市民が農業に触れる機会づくりを推進します。

さらに、市民一人ひとりが食べものを無駄にしないという意識を持ち、その定着を図るため、食品ロス削減の周知啓発を行います。

施策の方向性

(1) 地産地消を推進します

【取組内容】

① 日野産農産物の活用

幼児期・学童期・思春期

- ・ 給食における日野産農産物の活用を推進します。

② 地元食材での食事作りの促進

学童期

- ・ 日野産農産物を活用した学校給食メニューを考える「ひのっ子シェフコンテスト」を開催し、実際に給食で提供します。

青年期・壮年期・高齢期

- ・ ファーマーズセンターで、食育イベントを実施します。

③ 地産地消の機会の提供

青年期・壮年期・高齢期

- ・ 市内飲食店で日野産野菜の利用を推進します。
- ・ 日野産農産物などを販売する直売所の情報発信をします。

【取組指標】

(1) ① 日野産農作物の活用

◆ 学校給食で、日野産農産物を活用する。

取組指標	現状値(R3)	目標値(R8)	担当課
学校給食での日野産野菜利用率	28.3%	25%以上	学校課

(1) ③ 地産地消の機会の提供

◆ 出張販売で、日野産農作物を販売する。

取組指標	現状値(R3)	目標値(R8)	担当課
出張販売による新鮮な日野産農産物の販売箇所数	17か所	20か所	都市農業振興課



(2) 農業体験を推進します

【取組内容】

① 農業体験機会の充実

幼児期・学童期・思春期

- ・ 作物を身近に感じるよう、園庭や学童農園を利用して、苗の植え付け、観察、水やり、収穫活動などの生産・収穫体験を行います。

学童期・思春期・青年期・壮年期・高齢期

- ・ 地域の農業者指導のもと、子どもから高齢者まで三世代にわたった田植えの体験を行い、環境課題や自然との共生の必要性を学ぶ機会を提供します。

② 農業体験機会の促進

学童期・思春期・青年期・壮年期・高齢期

- ・ ファーマーズセンターで、食農体験事業を実施します。

③ 生産者との交流の場づくり

青年期・壮年期・高齢期

- ・ 援農ボランティアを育成します。

第3章 施策の体系と具体的な取組み

【取組指標】

(2) ② 農業体験の促進

◆ ファーマーズセンターで、食農体験事業を実施する。

取組指標	現状値(R3)	目標値(R8)	担当課
食農体験事業の実施回数	13回/年	40回/年	都市農業振興課

(3) 食品ロス削減を推進します

【取組内容】

① 食品ロスの削減の周知啓発

幼児期・学童期・思春期

- ・ 保育園・学校給食の食べ残しを減らすよう取り組みます。

学童期・思春期・青年期・壮年期・高齢期

- ・ 食品ロス削減の周知啓発を行います。

【取組指標】

(3) ① 食品ロス削減の周知啓発

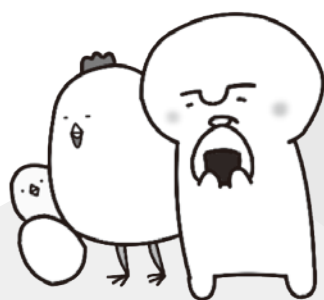
◆ 食品ロス削減の周知啓発を行う。

取組指標	現状値(R3)	目標値(R8)	担当課
食品ロス削減に関する周知啓発回数	—	2回/年	学校課
	—	1回/年	健康課 (事務局)

基本目標 3. 食の循環を通し、食に向き合う意識を育てます

関連事業

項目	取組	内容	担当課
(1) ① 日野産農産物の活用	保育園・学校給食	日野産農産物を取り入れた給食の提供	学校課
			都市農業振興課
			保育課
(1) ② 地元食材での食事作りの促進	料理コンテスト開催	「ひのっ子シェフコンテスト」の開催と給食での提供	中央公民館
	食育イベント	日野産農産物を使った食育イベントの実施	学校課
(1) ③ 地産地消の機会の提供	日野産農産物の市内飲食店での利用推進	日野産農産物が食べられる飲食店の情報発信	都市農業振興課
	直売所の情報提供	日野産農産物などを販売する直売所の情報発信	産業振興課
(2) ① 農業体験機会の充実	園庭や学童農園における生産・収穫体験	園庭や学童農園を利用した生産・収穫体験	都市農業振興課
			保育課
	田んぼの学校	稲作等の体験	学校課
(2) ② 農業体験の促進	食農体験事業	食農体験事業での実施	子育て課 (児童館)
(2) ③ 生産者との交流の場づくり	農の学校	援農ボランティアの育成	中央公民館
(3) ① 食品ロス削減の周知啓発	保育園・学校給食	保育園・学校給食での食べ残しの削減	都市農業振興課
			保育課
	おたより・ホームページなど	食品ロス削減についての周知啓発	学校課
			環境保全課
			健康課 (事務局)



資料編



資料1 用語解説

■共食

誰かと一緒に食事をする事。

■健康寿命

2000年（平成12年）にWHO（世界保健機関）が提唱した指標で、一生（平均寿命）のうち日常生活で支援や介護を要しない自立して生活できる期間のこと。

■孤食

家族と一緒に暮らしているにもかかわらず一人で食事をとること。

■3色栄養（三色食品群）

栄養素の働き（体をつくる、エネルギーになる、体の調子を整える）に応じて、食品を3つのグループに分けたもの。

■地産地消

地域でとれた農林水産物をその地域内で消費しようとする取り組み。

■低栄養

健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態。

一般に高齢になると、食事の量が少なくなり、たんぱく質やエネルギーが不足して低栄養になるリスクが高まる。

■フレイル

年齢とともに心身の活力（筋力や認知機能）が低下し、「健康」と「要介護」の中間の状態にあることを指す。

低栄養をはじめとする心身の変化と社会的・環境的な要因が合わさることにより、フレイルが起こる。

ライフステージに応じた食育の推進

	妊娠期	乳児期(0歳)	幼児期(1～5歳)	学童期(6～12歳)	思春期(13～19歳)	青年期(20～39歳)	壮年期(40～64歳)	高齢期 (前期:65歳～) (後期:75歳～)
目 標	自分自身や家族の食生活を見直し、実践する	食べる基礎を身に付ける	食に関心をもち、望ましい食習慣を身に付ける	望ましい食生活を実践する力を身に付ける	望ましい食生活を実践する	望ましい食生活を次世代へ伝える		自分自身にあった食生活を実践する
一人ひとりの取り組み（市民のあるべき姿）	食生活を見直し、必要な栄養をとる	適切に離乳をすすめる	好きな食べものを増やす	栄養バランスや食事の適量が分かる	食生活を振り返り、評価し、改善ができる	望ましい食生活を実践し生活習慣病を予防する	子どもの健康を管理する	望ましい食生活を実践しフレイルを予防する
		生活リズムを整える						
		心地よさを味わう	家族と一緒に食べることを楽しむ	仲間と一緒に食べることを楽しむ	一緒に食べる人を気遣い、楽しく食べることができる	色々な人と適切な方法で食事を楽しむ		
		五感で味わう	食事づくりや準備に関わる		自分自身や家族のために、食事づくりや準備ができる	自分自身や家族のために食事づくりをする		
	自分から進んで食べようとする	食べ方・食具の使い方や食事マナーを身に付ける	食事マナーを身に付け、実践する	食事マナーを実践し、次世代へ伝える				
		身近な食文化に関心をもち	多様な食文化を理解し、次世代へ伝える					
		自然と食べ物のかかわりに関心をもち	食の循環を理解して食育を実践し、次世代へ伝える					

第4期日野市食育推進計画策定専門職部会作成

資料3 第4期日野市食育推進計画 策定経過

開催日	会議等
令和3年7月1日	第1回日野市食育推進会議
令和3年8月5日	第1回専門職部会
令和3年9月30日	第2回専門職部会
令和3年8月～11月	健康課事務局案作成
令和3年11月18日	第2回日野市食育推進会議
令和3年12月15日～ 令和4年1月14日	第4期日野市食育推進計画（案） パブリックコメント募集
令和4年1月24日	第3回専門職部会
令和4年1月14日～2月15日	第4期日野市食育推進計画（案）修正
令和4年2月15日	第3回日野市食育推進会議
令和4年3月	第4期日野市食育推進計画策定

資料4 日野市食育推進会議委員名簿

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

委員種別・所属	氏名
公募市民	石 坂 昌 子
食育に関する知識や経験を特に有する人 日野市商工会代表・（株）ストリームダイニング代表取締役	内 田 滋 之
食育に関する知識や経験を特に有する人 日野市医師会代表	○ 鹿志村 紀美枝
公募市民	小 林 利 佳
食育に関する知識や経験を特に有する人 学識者・実践女子大学教授	◎ 白 尾 美 佳
食育に関する知識や経験を特に有する人 日野市農業委員会代表	簀 野 利 之
公募市民	宮 澤 和 美
食育に関する知識や経験を特に有する人 日野市社会福祉法人立保育園連合会代表・会長・吹上保育園園長	吉 富 正 敏

（氏名は50音順、敬称略。 ◎：会長、○：副会長）

資料5 第4期日野市食育推進計画 専門職部会名簿

所属	氏名
日野市立豊田小学校	篠崎典子
日野市立第五小学校	吉田由身香
日野市立第一中学校	芳賀絢子
日野市立もぐさ台保育園	田野倉幸恵
保育課	齋藤千雅子
保育課	川本真優子
健康課（事務局）	羽生田則子
健康課（事務局）	我妻直子
健康課（事務局）	伊藤朱里

資料6 日野市みんなですすめる食育条例

平成21年 3 月31日

条例第 6 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条―第 3 条）

第 2 章 基本となる事項（第 4 条―第13条）

第 3 章 推進体制（第14条）

付則

すべての市民が心とからだの健康を確保し、幸福感をもって暮らすことのできる社会をつくるのが私たちの願いです。

この願いをかなえるためには、食はとても重要ですが、食の安全性の問題、飽食、不規則な食生活による肥満や生活習慣病の増加など、食に関するさまざまな問題があります。

幸い、私たちのまち日野は、都市の農業を守る事業が進められ、田畑を多く見ることができ、その大地で農業者によって大切に育まれた農産物などが家庭の食卓や学校給食に並び、農業体験などとあわせて、生産と食が身近に感じられる環境にあります。

しかし、社会全体で抱える食に関するさまざまな問題は、私たち日野においても生じており、すべての市民が健康に生き、心豊かな人生を歩み、それを次世代へ受け継いでいくためには、食のあり方について学び、積極的に食育の推進を図っていく必要があります。家庭とともに食にかかわるすべての関係者が同じ目標に向かって取り組まなければなりません。

ここに、日野市における食育の推進について、食にかかわるすべての関係者の責務を明らかにして、日野市食育推進計画に関する取組を総合的・計画的に推進するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、日野市（以下「市」といいます。）の食育の推進に関する基本的な理念を定め、市、市民、教育委員会、学校、子育て関連施設、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者の責務を明らかにして日野市食育推進計画を推進することで、現在だけでなく将来にわたり健康で文化的な活力ある社会の実現に役立つことを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 食育 一人ひとりが、さまざまな経験から食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、動物や植物など命あるものを食べることや食にかかわる人々への感謝の気持ちや理解を深め、生涯にわたって生き生きと暮らせるような力を身につけることをいいます。
- (2) 地産地消 地元で収穫された農産物を地元で消費することをいいます。
- (3) 日野産野菜 日野市内で生産される野菜（りんごなどの果物、卵を含みます。）をいいます。

- (4) 食育計画 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定により、日野市内における食育の推進に関する計画として作成された「日野市食育推進計画」をいいます。
- (5) 教育委員会 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、学校の教育や生涯学習などを振興するために設置された機関をいいます。
- (6) 学校 教育委員会で定める方針に沿って、校長を筆頭に教職員が児童・生徒を指導する日野市立の小中学校をいいます。
- (7) 子育て関連施設 日野市内の幼稚園、保育所や日野市立の子ども家庭支援センター、児童館（学童クラブを含みます。）をいいます。
- (8) 農業委員会 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、農地の保全を図るために農地の売買などについて公正な審査をするほか、農業者の代表機関として、意見などを公表するために設置された行政委員会をいいます。
- (9) 農業者 農業（畜産業を含みます。）を営む人をいいます。
- (10) 東京南農業協同組合 日野市内にある東京南農業協同組合本店、東京南農業協同組合日野支店、東京南農業協同組合七生支店をいいます。
- (11) 食品関連事業者 食品の製造、加工、流通、販売、食事の提供をする人をいいます。

（基本理念）

第3条 食育の推進は、市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと暮らせるように次に掲げる基本理念に沿って行わなければなりません。

- (1) 食育は、食に関する知識やバランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけるとともに、体験などを通して、食生活が動物や植物などの命を食べることや食にかかわる人々のさまざまな活動によって支えられていることへの感謝の気持ちや理解が深まるように推進します。
- (2) 食育は、心やからだの成長や人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、次世代を担う子どもたちに対して、特に積極的に推進します。
- (3) 食品の安全は、食生活において基本的なことであり、安全安心な食品と食の環境が守られるように推進します。
- (4) 食育は、農業者と消費者の距離が近い日野市の特色を生かし、農業者と消費者との交流を図りながら、地産地消に取り組みます。

第2章 基本となる事項

（市の責務）

第4条 市は、市民の健康のため、市が行う食育に関する事業を市民にわかりやすい方法で案内しなければなりません。

- 2 市は、家庭訪問事業、保健事業、各種健診の場など、地域に根ざした保健師、栄養士などの活動を行い、健康の管理に関する正しい知識や技術の普及、情報の提供などを推進し、市民の食育、健康づくりを支援しなければなりません。
- 3 市は、都市の農地を守り、都市の農業を育てなければなりません。
- 4 市は、生産者と消費者の交流の場をつくり、地産地消を推進しなければなりません。

- 5 市は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、教育委員会、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。
- 6 市は、市民に安全安心な食品と食の環境を提供するため、国、東京都、保健医療機関、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合、食品関連事業者、大学などと連携し、情報の収集や発信をしなければなりません。
- 7 市は、自治会などの地区組織、市民ボランティア、食に関する活動を行う団体、企業などと連携し、食育を推進しなければなりません。
- 8 市は、食育計画で定める食育の施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければなりません。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、個人や家族の心とからだの健康を守り、増進するため、バランスの良い食生活、安全安心な食品を選ぶ力を身につけ、健全な食生活を送るように努めます。
- 2 市民は、市が取り組んでいる都市の農地を守ることや都市の農業を育てること、地産地消の取組を理解し、日野産野菜の購入や生産者との交流に努めます。

(保護者等の責務)

- 第6条 保護者等は、子どもたちが、自然の恵みである食物と、食に関連する人々やその活動への感謝の気持ちを深める心を持って成長し、生涯にわたって健全な心やからだ、豊かな人間の形成を育んでいくことができるような食環境づくりに取り組むように努めます。
- 2 保護者等は、子どもたちの健やかな心とからだの発育、発達のため、毎日の食事を準備し、子どもたちとともに家庭で楽しく食事をするような環境づくりに努めます。

(教育委員会の責務)

- 第7条 教育委員会は、教育と食育のつながりを大切にして地域、学校、保護者等を通じて食に関する理解を深め、情報の共有化を図り、栄養、健康の増進、地産地消などを充実させるために指導の体制などの確立を図り、食育と健康教育を推進しなければなりません。
- 2 教育委員会は、学校での食育の推進のために、学校給食法（昭和29年法律第160号）を踏まえ、食に関する指導の全体計画を策定し、実体験を通じた実践的な取組が行え、教科や行事などとの関連が図られ、家庭や地域と連携できるように支援しなければなりません。
 - 3 教育委員会は、食育の推進のために東京都などと連携し、人材の育成を図らなければなりません。
 - 4 教育委員会は、食育計画で定める学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、学校、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(学校の責務)

- 第8条 学校は、国で定める指導の方針を踏まえ、児童や生徒の食や健康への関心、理解が深まるよう、食育や健康教育を推進しなければなりません。
- 2 学校は、安全安心な給食を提供しなければなりません。

- 3 学校は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、農業委員会、農業者、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に利用しなければなりません。
- 4 学校は、保護者等に対して、家庭で食育が推進されるように情報の発信をしなければなりません。
- 5 学校は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなで食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えていくため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。

(子育て関連施設の責務)

- 第9条 子育て関連施設は、子どもたちに生活や遊びのなかで食にかかわる体験活動を通じて、食べることの大切さや楽しさを教え、元気と意欲あふれる毎日を過ごすことができるようにするとともに保護者等や地域へ食育の情報を発信しなければなりません。
- 2 幼稚園や保育所は、国で定める指導の方針、保育の方針を踏まえ、子どもたちに食事の取り方、望ましい食習慣の確立、生涯にわたり健康で過ごすことができる生活のリズムを身につけさせなければなりません。
 - 3 保育所は、安全安心な給食を提供しなければなりません。
 - 4 保育所は、自然の恵みを知らせるとともに作物を育て、調理活動を行い、みんなと一緒に食べる楽しさを経験させるとともに、食文化を伝えるため、行事食や伝統食などを給食に取り入れなければなりません。
 - 5 子ども家庭支援センターは、子育てひろば事業の実施や相談の活動を通して、一人ひとりの子どもの成長や発達の段階に応じた食育の大切さについて、普及啓発を図らなければなりません。また、家庭からの乳幼児の食に関する相談に対応して保護者等や子どもの食への不安を解消するとともに情報の提供をしなければなりません。
 - 6 児童館（学童クラブを除きます。）は、調理活動の体験から自分でつくり、食べる喜び、感動を味わい、豊かな経験を積み重ね、食べたいものを考え、調理に導けるさまざまな事業を行わなければなりません。
 - 7 学童クラブは、作物の収穫の体験や季節に応じたおやつを提供を通して、児童同士の交流を図り、くつろげる場とするとともに、安全安心なおやつを提供しなければなりません。

(農業委員会の責務)

第10条 農業委員会は、食育計画の推進のために農業の発展と農地の保全を積極的行わなければなりません。

- 2 農業委員会は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業者、東京南農業協同組合と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように推進しなければなりません。

(農業者の責務)

第11条 農業者は、市民が地産地消を継続的に行えるように農産物の生産力の向上に努めます。

- 2 農業者は、生産の活動を行うときは市民へ安全安心な農産物を供給するように努めます。
- 3 農業者は、市や学校などと連携し、さまざまな体験の機会ができるように努めます。

- 4 農業者は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、東京南農業協同組合と連携し、日野産野菜を積極的に学校給食へ供給するように努めます。

（東京南農業協同組合の責務）

第12条 東京南農業協同組合は、農業者の生産力の向上及び農業経営の合理化が図られるように指導に努めます。

- 2 東京南農業協同組合は、安全安心な農産物を提供できるように市、農業者、農業委員会との連携に努めます。

- 3 東京南農業協同組合は、食育計画で定めた学校給食での日野産野菜利用率25パーセントの達成のため、市、教育委員会、学校、農業委員会、農業者と連携し、学校で積極的に日野産野菜が利用されるように努めます。

（食品関連事業者の責務）

第13条 食品関連事業者は、安全安心な食品の提供に努めます。

- 2 食品関連事業者は、健康と食育のために栄養バランスの良い食生活の重要性を認識し、情報の提供に努めます。

- 3 食品関連事業者は、食品の安全性など自らの事業の活動について、正確で適切な情報の提供に努めます。

第3章 推進体制

（日野市食育推進会議）

第14条 市は、食育計画の推進のために、食育基本法第33条第1項の規定により、日野市食育推進会議（以下「推進会議」といいます。）を設置します。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ、審議します。

- (1) 食育計画の推進の状況の評価、検証に関すること。
- (2) 食育計画の作成に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、食育に関する施策に関すること。

- 3 推進会議は、次に掲げる人のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員8人以内で組織します。

- (1) 公募市民 3人以内
- (2) 食育に関する知識や経験を特に有する人 5人以内

- 4 委員の任期は、2年とし、再任は妨げません。ただし、委員が欠けたときは、補欠の委員を選任し、委員の任期は前任者の残任期間とします。

- 5 推進会議に会長と副会長を置き、委員の互選によりこれを定めます。

- 6 会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。

- 7 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行します。

- 8 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができません。

- 9 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決まり、可否が同数のときは、会長が決めます。

- 10 推進会議の庶務は、健康福祉部で処理します。

11 前各項に定めるほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議の意見をきいて定めます。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

(日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第13号）の一部を次のように改正します。

〔次のよう〕略



第4期日野市食育推進計画

発行年月日：令和4年3月

発行：日野市

編集：日野市健康福祉部健康課

〒191-0011 日野市日野本町1-6-2

日野市生活・保健センター内

電話：(042) 581-4111

FAX：(042) 583-2400